

日本版スチュワードシップ・コードの各原則に係る方針

公本財第390の80号
平成26年 8月25日制定
平成27年10月14日改正
平成29年11月27日改正
令和 2年 9月18日改正
令和 7年12月11日改正

公立学校共済組合（以下、「当組合」という。）は、日本版スチュワードシップ・コード（令和7年6月26日第三次改訂）の各原則を受け入れることを表明します。

また、日本の上場株式以外の資産に関しても、「投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの拡大を図る」というスチュワードシップ責任に則り、適用可能な原則について検討したうえで、必要な取り組みを実施していきます。

【原則1】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当組合は地方公務員共済制度の中で組合員のために厚生年金保険給付組合積立金、経過的長期給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を運用するという役割を担っており、その財産価値を増殖し、組合員の利益に資するべく、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものです。万が一、株主価値の増大が見込まれない場合には、受託者責任を果たすために株主価値増大に必要な経営を求めていきます。

当組合は委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する委託先運用機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

当組合は委託先運用機関に対して、「公立学校共済組合コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を示し、当組合の考え方には抵触するがないよう求めていくこととします。また、委託先運用機関における議決権行使を含むスチュワードシップ活動の取組状況についても、「株主議決権行使ガイドライン」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」で掲げている事項の遵守状況を含め、適切にモニタリングすることとします。

なお、運用戦略に応じてサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する課題をどのように考慮するかについては、委託先運用機関に対し、方針を明確に示すことを求めていきます。

【原則2】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当組合は委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっています。委託先運用機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関しては、「株主議決権行使ガイドライン」においてその基本的な考え方を委託先運用機関に示すとともに、委託先運用機関が自ら定めた方針を当組合に提出することとし、当組合の考え方には抵触す

ることがないかを確認することとします。

【原則3】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当組合は委託先運用機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっています。委託先運用機関に対しては、議決権の行使状況や企業との対話等のコーポレートガバナンスに関する活動状況について、定期的にヒアリングを行うこととします。

【原則4】 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当組合は委託先運用機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、委託先運用機関によるエンゲージメントの実施状況を把握しています。

当組合は委託先運用機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていきます。

委託先運用機関が投資先企業にエンゲージメントを行う際は、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）も、重要な選択肢です。また、実効的なエンゲージメントに向けて、当組合は、毎年度末時点における株式保有状況を公表し、投資先企業が自社の株式の状況を把握できるようにするとともに、委託先運用機関に対して、投資先企業からの求めに応じて株式保有状況を説明すること、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表することを求めていきます。

なお、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結びつくものとなるよう意識することを求めていきます。

【原則5】 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当組合は議決権行使に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン」として公表しています。また、議決権行使結果についても、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表することとします。

なお、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権の行使結果の公表については、実際に行使判断を行っている委託先運用機関において公表するよう求めていきます。

また、議決権の行使結果を公表する際には、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由を公表することを求めていきます。

委託先運用機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には、助言策定プロセスを踏まえて利用することを求めるとともに、議決権行使結果の公表に合わせ、当該議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表することを求めていきます。

【原則6】 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当組合はホームページにおいて議決権行使結果を定期的に公表することとします。また、当組合の「公立学校共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン」、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」についても当組合のホームページで適宜、参照することが可能となっています。

【原則7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

「公立学校共済組合コーポレートガバナンス原則」に記載があるとおり、当組合では「適正な経営判断が担保されるよう、それらの経営判断を生み出す装置たる企業の体制に注目していく」こととしており、委託先運用機関と対話し、適宜、関連する情報を収集することで適切な視点、判断能力を備えていくこととします。

【原則8】 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当組合がスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者（議決権行使助言会社・年金運用コンサルタント等）を採用する際は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を確認することとします。